

家族介護用品支給事業の利用について

在宅で、寝たきりや認知症の高齢者等を介護している家族に対し、家族の身体的・経済的負担の軽減を図るため、介護に必要なおむつやその他の用品を購入する際の費用を一部補助します。

- ▶ **支給対象者** 65歳以上の高齢者のうち、介護保険制度で、要介護4または5の認定を受けている方を月に15日以上在宅で介護している家族であって、高齢者及び介護者ともに茨城町内に住所を有する方
- ▶ **支給額**
 - ①非課税世帯 月額5,600円以内
 - ②課税世帯 月額4,000円以内

※世帯とは、住民基本台帳を基本とします。介護者が別世帯の場合は、介護者の世帯も含まれます。紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤（液体、泡タイプ）、お尻拭き、からだ拭き次の町指定店舗にて購入できます。

 - ①みすず薬局 石崎店（上石崎） ②カワチ薬品 茨城町店（長岡）
 - ③カワチ薬品 桜の郷店（桜の郷） ④コスモ調剤薬局こづる（小鶴）
 - ⑤ツルハドラッグ 水戸南店（長岡） ⑥ツルハドラッグ 茨城桜の郷店（桜の郷）
 - ⑦ケーヨーデイツー 茨城町店（長岡）
- ▶ **補助対象介護用品** 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤（液体、泡タイプ）、お尻拭き、からだ拭き
- ▶ **利用店** 次の町指定店舗にて購入できます。
- ▶ **利用券の返却** 支給対象者が、介護度の変更・入所・入院・転出等により対象要件に該当しなくなったときは、介護用品利用券を返却してください。
- ▶ **更新申請** 毎年6月に更新申請があります。
 - ・受付期間 **6月3日(月)～12日(水)**
 - ・申請場所 長寿福祉課（1階3番窓口）で申請してください。
 - ・持参するもの 介護保険証、申請に来る方の身分証明書

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）

消費生活センター

インターネット通販トラブル 気づかないうちに定期購入に?!

インターネット通販は手軽で便利のため、利用している方も多ですが、インターネット通販に関するトラブルは年々増加しており、注意が必要です。今回は、インターネット通販の「定期購入」に関するトラブル事例と、トラブルに遭わないための注意点をお伝えします。

事例

◆スマホで「定期縛りなし」「初回1,980円」という美容液の定期コースの広告を見て、販売サイトで注文した。初回の商品が届いたが、2回目は不要と判断し、販売会社に定期コースを解約するために電話をかけたがずっと話し中でつながらない。解約の連絡がつかないまま2回目の商品が届いてしまった。

⚠️トラブルにあわないために

- ・店名、住所、電話番号等の記載があるか必ず確認しましょう。
- ・支払い方法が前払いや代金引換のみのサイトは注意が必要です。事前に確認しましょう。
- ・「最終確認画面」は内容を最後まで確認しましょう。
- ・「契約条件」はスクリーンショットなどで保存しておきましょう。



困った時は早めに消費生活センター等に相談を!

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690（直通）
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時（土・日・祝日を除く）
消費者ホットライン ☎188（局番なし）

令和6年度から介護保険料が変わります

介護保険制度は、介護が必要な方や介護する家族の負担を社会全体で支えることを目的に創設され、その費用は40歳以上の方の保険料、国や県、町による公費（税金）で賄われています。介護保険制度の安定した運営を図るため、65歳以上の方の保険料は介護保険事業計画とともに3年ごとに見直しされます。

令和6年度から令和8年度までの3年間、65歳以上の方の介護保険料を改正することとなりましたのでお知らせします（下記の表をご覧ください）。

所得段階区分	対象者		保険料額			
	世帯	本人	保険料率	年額		
第1段階		生活保護受給者	基準額×0.285	20,800円		
第2段階	住民税非課税世帯	本人住民税非課税	課税対象年金収入額 + 合計所得金額	老齢福祉年金の受給者 80万円以下の方	基準額×0.485	35,500円
第3段階				80万円超120万円以下の方	基準額×0.685	50,100円
第4段階				120万円超の方	基準額×0.9	65,800円
第5段階 (基準額)	住民税課税世帯	本人住民税課税	合計所得金額	80万円以下の方	基準額×1.0	73,200円
第6段階				80万円超の方	基準額×1.2	87,800円
第7段階				120万円未満の方	基準額×1.3	95,100円
第8段階				120万円以上210万円未満の方	基準額×1.5	109,800円
第9段階				210万円以上320万円未満の方	基準額×1.7	124,400円
第10段階				320万円以上420万円未満の方	基準額×1.9	139,100円
第11段階				420万円以上520万円未満の方	基準額×2.1	153,700円
第12段階				520万円以上620万円未満の方	基準額×2.3	168,300円
第13段階				620万円以上720万円未満の方	基準額×2.4	175,700円
		720万円以上の方				

<保険料の納め忘れや滞納をすると・・・>

介護サービスを利用する際に、一時的に全額自己負担になったり、**本来1割から3割で済む自己負担額が3割（もともと3割の人は4割）**になってしまったり、ご本人やご家族の負担が大きくなってしまいます。納期限内の納付にご協力願います。

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）